

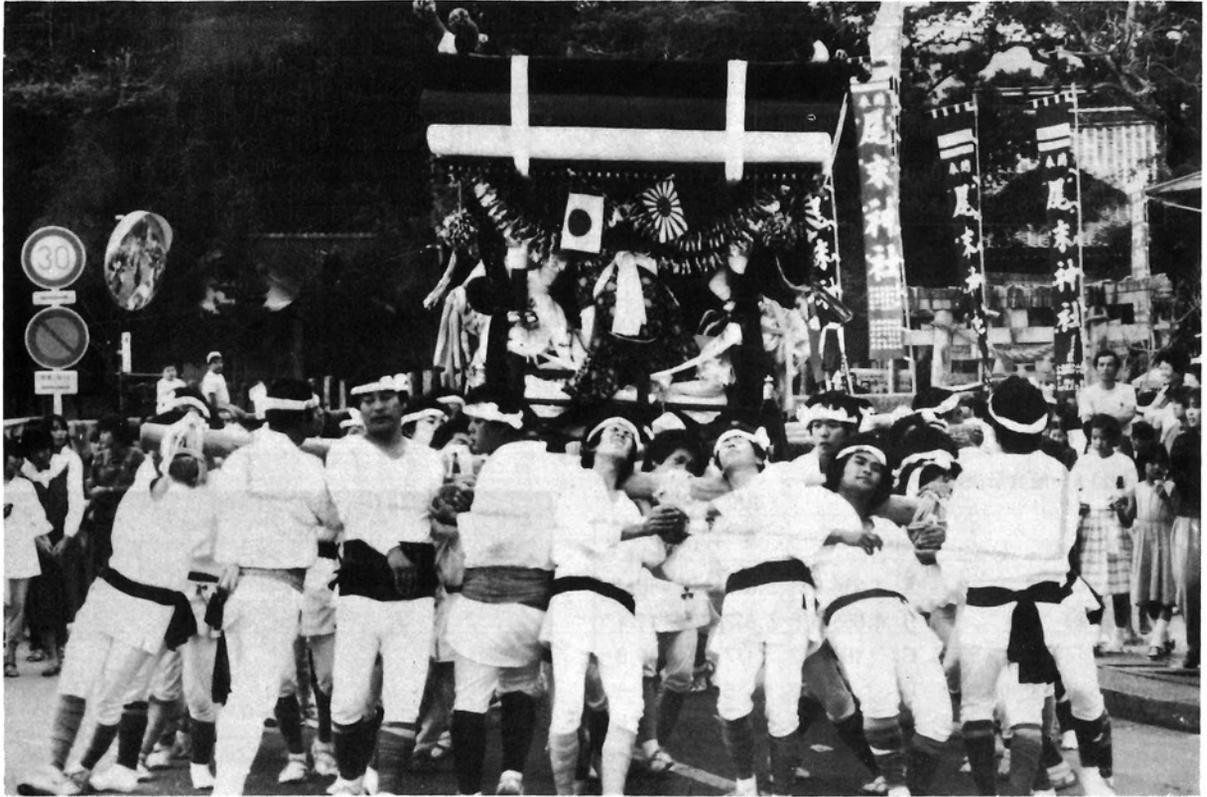


かどがね

56 / 11

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



尾末神社秋まつり

- 1日 自治公民館対抗バレー (門農)
弓道大会 (工藤道場)
ラン、オモト展 (9:00~ 中公) 3日まで
- 2日 血圧測定 (9:00~11:00 役場当直室)
- 3日 文化の日
スポーツ少年団球技大会 (門小)
お茶会 (9:00~中公)
- 5日 三ヶ月児相談 (9~11:00 役場当直室)
S56年8月出生の乳児
- 7日 演歌発表会 (19:00~21:00 中公)
- 8日 「典子は今」映画上映 (昼15:00~夜19:00 中公)
一般男子ソフト (イチマルG)
剣道大会 (武道館)
- 9日 献血 (10:30~12:00) サンレル
(12:40~15:00) 門川農高
- 10日 胃検診 (7:30~8:30 場所未定) 13日まで
門小80周年記念行事
- 11日 移動消費生活センター (10:00~12:00 中公)
西門川小県指定 (図画工作) 研究公開 (8:30~)
青年教室 (19:30~ 中公)
- 12日 三種混合 (13:30~14:00 中公)
生後24ヶ月~48ヶ月 3回目 13日まで
ゲートボール大会 (老人福祉館)
- 15日 町青年祭 (9:00~門小体育館)
テニス (門中) 壮年一般女子ソフト (イチマルG)
華道展 (中公) 民謡民舞 (10:00~中公)

- 17日 胃検診 (7:30~8:30 場所未定) 20日まで
- 20日 短歌会 (中公)
- 22日 美術産業展 (中公) 23日まで
- 23日 勤労感謝の日
- 25日 乳児検診 (13:00~14:00 役場三階会議室)
S55年9月1日~S56年8月31日出生の乳児
- 26日 〃
農業委員会 (9:00~17:00 役場三階会議室)
- 27日 町PTA協議会研修視察 (大分市)
- 29日 日赤家庭看護講習会 (10~12:00 老人福祉館)
サッカー (門中) バトミントン (中公)
日本舞踊発表会 (17:30~ 中公)
卓球大会 (門小)

習字教室 (木曜) 19:30~中公 5, 12, 19, 26

10月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,238	8,940	9,702	18,642
(5,235)	(8,921)	(9,687)	(18,608)

今月の主な行事

(第二表) 昭和55年度一般会計歳入歳出決算額の状況

区 分	昭和55年度		昭和54年度		比較増減	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	増減額 (A)-(B)=(C)	(C) (B) × 100
1. 町 税	566,386	13.4	490,003	12.8	76,383	15.6
2. 地方譲与税	32,164	0.8	31,511	0.8	653	2.1
3. 自動車取得税交付金	18,694	0.5	21,406	0.6	△ 2,712	△ 12.7
4. 地方交付税	1,027,386	24.4	853,266	22.3	174,120	20.4
5. 交通安全対策特別交付金	1,512	-	2,173	0.1	△ 661	△ 30.4
6. 分担金及び負担金	72,561	1.7	39,306	1.0	33,255	84.6
7. 使用料及び手数料	56,412	1.3	46,742	1.2	9,670	20.7
8. 国庫支出金	999,384	23.7	814,291	21.3	185,093	22.7
9. 県支出金	404,574	9.6	333,569	8.8	71,005	21.3
10. 財産収入	48,162	1.2	102,974	2.7	54,812	△ 53.2
11. 寄附金	4,183	0.1	1,047	-	3,136	299.5
12. 繰入金	13,617	0.3	0	-	13,617	-
13. 繰越金	177,168	4.2	142,647	3.7	34,521	24.2
14. 諸収入	193,387	4.6	239,211	6.3	△ 45,822	△ 19.2
15. 町債	599,300	14.2	701,300	18.4	△ 102,000	△ 14.5
歳入合計	4,214,890	100.0	3,819,446	100.0	395,444	10.4

(1) 町税
自主財源のうち最も大きな割合を占めている町税は、前年度に比べ一五・六%の伸びとなっております。
税目別の収入状況は第二図のとおりです。

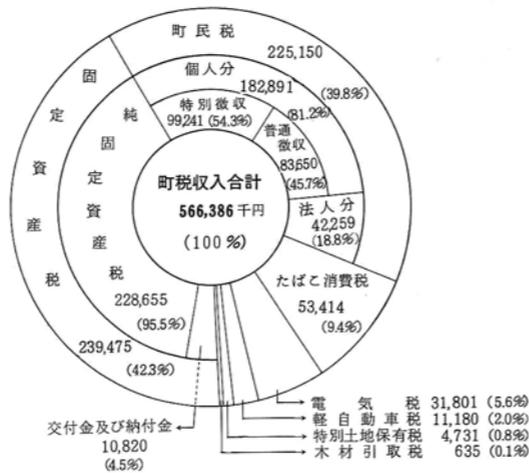


(庵川漁業協同組合卸売市場)

(第三表) 町民一人当たり税負担調 (56.1.1現在)

税 目	一人当り	世帯当り
1. 町 民 税	12,109円	43,532円
個人分	9,836	35,361
2. 固定資産税	12,879	46,302
純固定資産税	12,297	44,210
3. たばこ消費税	2,872	10,327
4. 電気税	1,710	6,148
5. 軽自動車税	601	2,161

第2図 昭和55年度町税の税目別収入状況



三、支出の状況
昭和五十五年度の歳出総額は、四十億五千六百八十七万八千四百で前年度決算額に比べ一一・四%の伸びである。支出の状況を目的別(第四表)にみてみますと、土木費が総額の二一・三%を占め、次いで農林水産業費が一七・九%、衛生費が一六・八%となっております。



一般会計

一、決算の概要
昭和五十五年度一般会計の決算額は次表の通りです。昭和五十四年度と比較しますと、歳入で一〇・四%、歳出で一・四%の伸びとなっております。
形式収支では、一億五千八百一

万二千円の黒字決算となっておりますが、単年度収支では一千三百五十五万一千円の赤字となります。県内市町村の決算状況によると十四市町村のうち二十六市町村が単年度収支で赤字決算をしており各市町村とも財政事情は厳しくなっております。

昭和五十五年度の国の予算方針は、流動的な国際経済情勢の中にあつて、物価の安定を最重要課題とする総需要抑制的な政策管理のもとで国民生活の安定と着実な経済発展のための基盤強化を図ることとしながら、財政の公債依存体質を改善し財政再建の第一歩をふみ出すことなどが基本方針でありました。

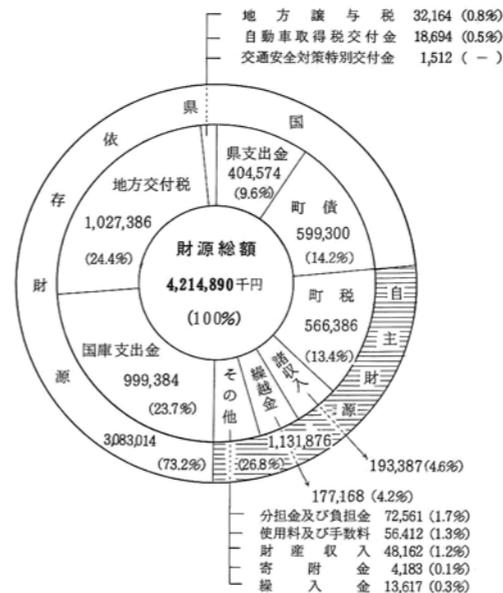
このような情勢の下で、本町の財政運営も財源面で多額の借入金に依存している現状にあり益々厳しさを増す中で、国県政策の動向に十分留意し町民生活の基盤となる社会資本の充実を図るとともに、明るく住みよい町づくりの実現のため積極的に取組んでまいりました。

ここに昭和五十五年度の決算概要を説明いたします。

(第一表) 一般会計決算額の推移

区 分	年 度	55		伸 率
		55	54	
歳入総額	A	4,214,890	3,819,446	10.4%
歳出総額	B	4,056,878	3,642,278	11.4
形式収支(A-B)	C	158,012	177,168	△10.8
翌年度へ繰越すべき財源	D	0	5,605	-
実質収支(C-D)	E	158,012	171,563	△ 7.9
単年度収支(E-前年度E)	F	△ 13,551	28,916	△146.9

第1図 財源構成



(松瀬地区農村集落センター)

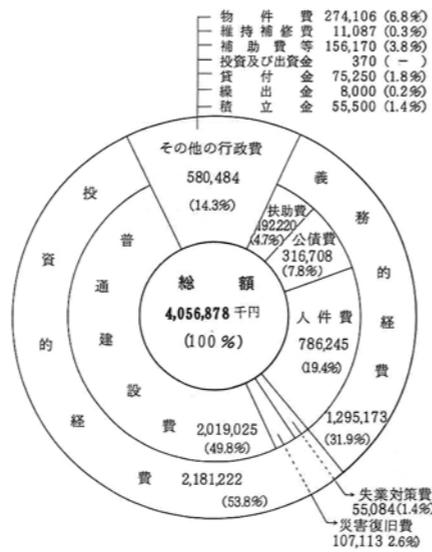
二、収入の状況
歳入の内、一番大きな割合を占めているのが地方交付税で、全体の二四・四%、次で国庫支出金の二三・七%、町債(借入金)一四・二%、町税は一一・四%の順となっております。
歳入のうち、町で調達できる町税、使用料及び手数料などの自主財源が全体の二六・八%と低く、国庫の補助金や、所得税などの国

歳入の内、一番大きな割合を占められる地方交付税及び借入金などの国庫等依存財源が七三・二%である。
財源構成はその年度の事業施行量にもより変動しますが本町の場合は概して自主財源に乏しく、国庫の政策によつて収入の変動を余儀なくされており、財政運営はとくにきびしいものがあります。

(第五表) 昭和55年度一般会計決算額の状況 (性質別)

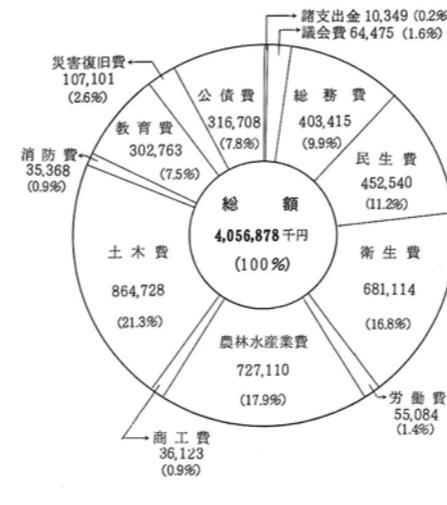
性質別	昭和55年度		昭和54年度		比較増減	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B) 増減額	(C) (B) × 100
人件費	786.245	19.4	726.997	20.0	59.248	8.1
物件費	274.106	6.8	269.352	7.4	4.754	1.8
維持補修費	11.087	0.3	5.918	0.2	5.169	87.3
扶助費	192.220	4.7	182.938	5.0	9.282	5.1
補助費等	156.170	3.8	174.650	4.8	△ 18.480	△ 10.6
公債費	316.708	7.8	316.611	8.7	97	—
投資及び出資金	370	—	2.370	0.1	△ 2.000	△ 84.4
貸付金	75.250	1.8	40.445	1.1	34.805	86.1
繰出金	8.000	0.2	13.735	0.4	△ 5.735	△ 41.8
投資の経費	2,181.222	53.8	1,879.262	51.5	301.960	16.1
(1)普通建設事業	2,019.025	49.8	1,779.476	48.8	239.549	13.5
(2)災害復旧事業	107.113	2.6	55.221	1.5	51.892	94.0
(3)失業対策事業	55.084	1.4	44.565	1.2	10.519	23.6
積立金	55.500	1.4	30.000	0.8	25.500	85.0
合計	4,056.878	100.0	3,642.278	100.0	414.600	11.4

第4図 性質別割合図



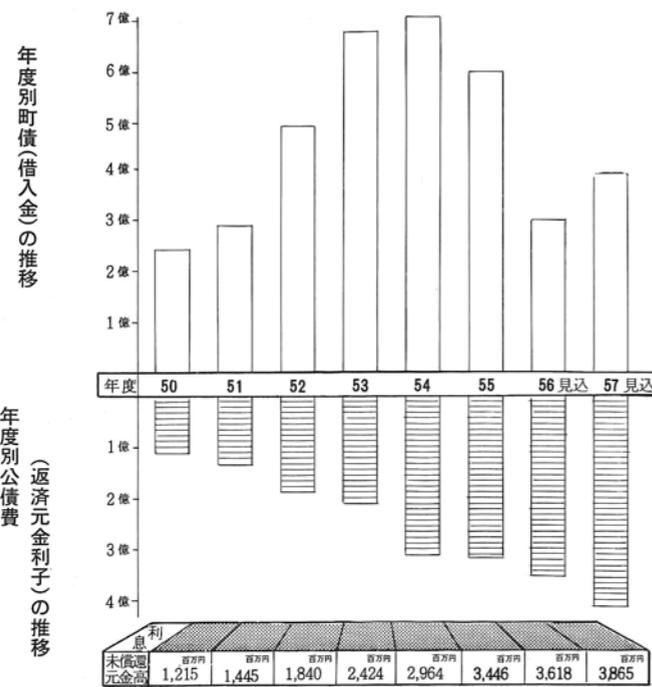
第3図

目的別割合図



(第四表) 昭和55年度一般会計決算額の状況

区分	昭和55年度		昭和54年度		比較増減	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B) 増減額	(C) (B) × 100
1.議会費	64.475	1.6	60.892	1.7	3.583	5.9
2.総務費	403.415	9.9	378.786	10.4	24.629	6.5
3.民生費	452.540	11.2	551.167	15.1	△ 98.627	△ 17.9
4.衛生費	681.114	16.8	231.774	6.3	449.340	193.9
5.労働費	55.084	1.4	44.565	1.2	10.519	23.6
6.農林水産業費	727.110	17.9	625.658	17.2	101.452	16.2
7.商工費	36.123	0.9	35.857	1.0	266	0.7
8.土木費	864.728	21.3	931.255	25.6	△ 66.527	△ 7.1
9.消防費	35.368	0.9	43.510	1.2	△ 8.142	△ 18.7
10.教育費	302.763	7.5	313.015	8.6	△ 10.252	△ 3.3
11.災害復旧費	107.101	2.6	55.214	1.5	51.887	94.0
12.公債費	316.708	7.8	316.611	8.7	97	—
13.諸支出金	10.349	0.2	53.974	1.5	△ 43.625	△ 80.8
歳出合計	4,056.878	100.0	3,642.278	100.0	414.600	11.4



第5図 町債(借入金)と公債費(返済金)の推移

町債とは町が道路を整備したり、学校などを建設する資金として国が借入れ許可して、町が定めた借入基準、条件にそつて県が政府や銀行などから借入れし長期間にわたつて返済していく長期借入金であります。将来家庭で住宅を新築するとき、将来

町債(借入金)の状況

の返済能力を考慮して金融公庫などから借入する資金とよくしております。町債は事業遂行上、年度間調整資金として認められているものですが本町の場合、過去の国の政策の影響もあり各種事業を施行して町づくりに努めた結果、多額の借入残高となり財政能力の限界に達しつつあり、今後は事業選択と調整により財政危機を克服してゆく必要があります。

特別会計

町の会計は、一般会計のほか四つの特別会計があります。

(第六表) 特別会計決算状況 (単位:千円)

会計名	予算額(A)	歳入決算額(B)	歳出決算額(C)	実質収支額(B)-(C)
国民健康保険事業	585.940	596.434	555.904	40.530
中須土地区画整理事業	31.645	34.612	28.758	5.854
草川土地区画整理事業	256.031	265.121	253.122	11.999
公共施設整備等	13.690	13.616	13.616	0
合計	887.306	909.783	851.400	58.383

これらの会計はいづれもその会計自体の事業収入又は特定収入を財源として運営されるもので、町の条例や地方公営企業法に基づいて設置され、一般会計と区別して経理されますが、これらの事業が一般会計で施行される各種の事業、施策とあいまつて本町発展と町民福祉の向上を推進しています。

主な事業概要

- 老人医療費 九四、七三五
- 障害福祉費 五、九〇四
- 老人ホーム費 六〇、八三五
- 国民年金費 一一、二五七
- 同和対策費 四、八三七
- 児童福祉費 二〇九、八六七
- 予防関係費 五、五三三
- 環境衛生費 八、九三二
- 保健衛生費 一九、六二五
- 塵介処理費 五三、五一六
- し尿処理費 二七、六七八
- し尿処理場建設費 五四九、〇六三
- 失業対策費(道路舗装延長一、四〇八、五米) 五五、〇八四
- 小松、五十鈴地区圃場整備費 五二、七四四
- 松瀬、三ヶ瀬地区集落環境整備近代化施設費 一〇七、七四〇
- 野菜集団生産施設費 二六、九二二
- 林道(オシカ谷)開設費 三八、三〇〇
- 増養殖場造成事業費 四二、三〇〇
- 漁場開発事業費 二四、一六八
- 漁場開港事業費 三九、七八三
- 漁港新設改良(舗装)事業延長(三、一一二、〇五米) 一五、九〇〇
- 道路新設改良(舗装)事業延長(三、一一二、〇五米) 一〇八、二三六
- 側溝排水路整備費 三二、〇四五
- 急傾斜崩防事業費 三四、四五四
- 街路事業費 五九、四一八
- 宮ノ口土地区画整理事業費 二四一、九九一

(単位:千円)



(造成進む門小分離校敷地)

- 草川土地区画整理事業町費繰出金 八〇、〇〇〇
- 都市下水道事業費 四八、六六〇
- 鳴子海浜公園整備事業費 五〇、一六七
- 平城公営住宅建設費(中層三階建十八戸) 一五三、二五三
- 消防関係費 三五、三六八
- 小中学校教育関係費 一三六、一六〇
- ※門川小学校分立交建設計画は現在全町をあげてその建設推進に取り組んでおるところであります。関係地主の格別のご理解とご協力により用地買収も済み、十月より十二月末日迄の約二ヶ月間自衛隊による造成工事は始まり、現在のところ国の政策の動向も未確定ですが、近年開校を旨し着々と進捗中でありませす。
- 分立交用地一部払金外 六五、六三三

税を知る週間

11月11日(水)→11月17日(火)

私達の生活の中で税金は、あらゆるところに使われています。税について、みんなで考えてみましょう。



〈税務署〉

国税だより

税を知る週間

十一月十一日から十七日までの一週間は、「税を知る週間」です。

この期間は、皆さんに税のことをよく知っていただくこと、全国の国税局や税務署でいろいろな行事が催されます。この機会に、私たちの生活に深くかかわりをもつ税金について、その仕組みや働き、あるいは使い道などを、みんなで考えてみましょう。

門川町社会福祉大会開催

門川町、社会福祉法人門川町社会福祉協議会、共催により、十月十六日午前十時より、中央公民館に於て、町民四百四拾六名参加のもとに、国際障害者年、社会福祉事業法三十周年記念の一環として

門川町社会福祉大会が挙行され、門川町社会福祉協議会、共催により、十月十六日午前十時より、中央公民館に於て、町民四百四拾六名参加のもとに、国際障害者年、社会福祉事業法三十周年記念の一環として

続いて、体験発表は、身体障害者堀川敏幸さんの「喜びにかえる人生」、母子家庭、浜崎ケサ子さんの「人の善意にさゝえられて」の発表があり、出席者の涙と拍手を誘った。

昼食・休憩時間に宮崎県民謡会門川支部の皆さん、米良絹代氏の舞踊会アトラクションの協力があがり満場拍手。

講演は北方町慈眼寺住職の久嶋正意先生の「限りなき幸せを求めて」と題して、人々の心をうつ、有意義なる講演であった。

大会最後に町社協理事、長友幸雄氏が、大会宣言を朗読

一、国際障害者年を契機に障害者の完全参加と平等を正しく理解し心身障害者福祉向上にとつとめる

二、行政機関と民間団体が協働して地域福祉の充実発展にとつとめる

三、町民総参加による、明るく住みよい福祉の町づくりを邁進する

右本大会の総意により宣言する。

万来拍手を持って同意し、町民生総務、社協理事、久保一氏の万才三唱のもとに閉会した。

門川町長表彰

1 社会福祉功労者

(1) 元民生児童委員 黒木春若 安田文市



(福祉の町づくりをめざして)

イテマル水産 九州木産社 サンケイストア 宮崎絨氈 坂元タクシ 門川木工所 旭マルキ瓦斯 宮崎鑄機工業

- 今西麒麟 後藤 政美
- (2) 奉仕活動功労者 門川町日赤奉仕団 桜井喜美子
- 2 老人福祉功労者
- (1) 家庭介護奉仕員活動 堀川トミエ 金丸スマ子
- 社会福祉協議会長表彰
- 1 社会福祉功労者
- (1) 社会福祉関係者 前社協会長 金丸 次藏 社協専門員 栗田 政利
- (2) 民生児童委員 小林 嘉八 柴田 重喜 右近アキエ 川内田智弘 安藤 峰子 日高藤一郎
- 共同募金門川町分会会長表彰
- (1) 地区会 松瀬地区 五十鈴地区 下納屋地区
- (2) 事業所
- 3 自立更生者
- (1) 身体障害者 金井 欣一 松田 八見 佐藤 和夫 坂元昭二郎 高橋喜美代
- 2 老人福祉功労者 小林勘次郎



昭和55年度水道事業剰余金計算書 (昭55.4.1から昭56.3.31まで)

利益剰余金の部	
1. 減債積立金	
(1) 前年度末残高	35.000
(2) 前年度繰入額	1.397.000
(3) 当年度末残高	1.432.000
積立金合計	1.432.000
2. 未処分利益剰余金	
(1) 前年度未処分利益剰余金	28.627.007
(2) 前年度利益剰余金処分額	
1. 減債積立金	1.432.000
繰越利益剰余金年度末残高	27.195.007
(3) 当年度純利益	21.777.072
当年度未処分利益剰余金	48.972.079
資本剰余金の部	
1. 工事負担金	
(1) 前年度末残高	62.202.510
(2) 当年度発生高	165.000
(3) 当年度末残高	62.367.510
2. 町補助金	
(1) 前年度末残高	2.200.000
(2) 当年度発生高	0
(3) 当年度末残高	2.200.000
翌年度繰越資本剰余金	64.567.510

昭和55年度水道事業剰余金処分計算書

1. 当年度未処分利益剰余金	48.972.079
2. 利益剰余金処分額	
(1) 減債積立金	1.090.000
(2) 建設改良積立金	20.620.317
3. 翌年度繰越利益剰余金	27.261.762

昭和55年度水道事業損益計算書 (昭55.4.1から昭56.3.31まで)

1. 営業収益	123.632.445円
(1) 給水収益	290.615
(2) 受託工事収益	560.136
(3) その他の営業収益	
2. 営業費用	
(1) 原水及び浄水費	18.777.795
(2) 配水及び給水費	2.307.066
(3) 受託工事費	83.836
(4) 総係償却費	35.213.182
(5) 減価償却費	18.101.413
(6) 資産減耗費	59.472
(7) その他の営業費用	67.566
3. 営業外収益	
(1) 加入負担金	5.277.000
(2) 受取利息及び配当金	1.911.740
(3) 雑収益	467.422
4. 営業外費用	
(1) 支払利息及び企業債取扱利息	35.746.956
(2) 雑支出	5.000
当年度純利益	21.777.072

昭和五十五年度は、建設改良工事として、宮ノ口及び加草、庵川線の土地区画整理地区内の配水管布設工事並びに加草大迫船越地区への配水管布設工事を実施しております。

業務内容については、年度末において、給水戸数四、三八七戸、給水人口一五、一〇〇人となり普及率は給水区域内人口に対して九〇、四％となり年間一、四五三立方メートルの用水供給を行なっております。

昭和五十五年年度の決算状況は別表のとおりです。

昭和55年度水道事業貸借対照表 (昭56.3.31現在)

資産の部	
1. 固定資産	
(1) 有形固定資産	
土地	12.248.869
建物	22.214.332
構築物	422.966.745
機械及装置	111.433.462
工具器具及び備品	320.513
車輛及び運搬具	1.187.550
(2) 投資	
投資有価証券	34.280
2. 流動資産	
(1) 現金預金	32.501.671
(2) 営業未収金	9.653.200
(3) 貯蔵品	2.452.578
資産合計	615.013.200
資本の部	
3. 資本金	
(1) 自己資本金	15.077.188
(2) 借入資本金	484.964.423
4. 剰余金	
(1) 資本剰余金	64.567.510
(2) 利益剰余金	50.404.079
負債資本合計	615.013.200

医学のために献体しましょう

献体とは...

何だろうか？

私達人間は、だれでも自分ひとりで生きてゆくことはできません。何かにつけてお互いに助けあい、又世の中のおかけをこうむっています。それで私達は少しでも他人さまの為になることをしなければならぬのではないのでしょうか？

他人さまの為になることをするというのは容易ではありません。しかし、だれにもできることがひとつだけあるんです。それは「自分が死んだあとで、自分の遺体を医学生への解剖学実習の教材として医科大学へ無償で提供すること」です。解剖学実習というのは、人体の構造を知る為の学問で、立派な医者育てる為にも大切な学問のひとつです。この大切な学問のために遺体を寄贈することは、私達にとつて大切な「良い医者」を育成することになります。日頃医学のおかげで健康を保っていることへの恩がえしになります。これが献体ということですよ。

か。

答 遺体を無条件で寄贈されるのだから特典はありません。だから「献体を約束した人を篤志家」というのです。医学の教育上でもつと大切なことは、人は金で買うことのできない貴重なのであるのです。

問2 献体をする為には何か条件がありますか？

答 ひとつだけ条件があります。それは「家族の同意」です。御家族の協力がなかつたらあなたの献体はまず実現しません。それで入会申込みの際、御家族全員の同意を得ていただきたいのです。御家族全員とは「あなたの財産を相続する方々」と御理解ください。しかしその他にも特に発言力のある方がおられる場合はその方の理解も大切ですよ。

問3 葬儀はできますか？又費用の分担はどうなるんですか？

答 もちろん葬儀はできます。本人が死亡されたのちにお通夜をされ、告別式が終つてから御遺

体は大学からの車で大学に迎えられるのです。御遺体をお迎えしてから御遺骨をお返しするまでの一切の費用は大学で支払ってくれます。ただし葬儀の費用は自己負担していただきます。

問4 法要などは行われるのですか？

答 大学では、毎年御遺族を招いて盛大な合同追悼式が行われ、ご冥福を祈る供養があります。また御希望の方のために御遺骨または分骨を大学の慰霊塔に納め供養をいたします。

問5 身寄りのない人はどうしたらよいのですか？

答 何も心配はいりませんからどなたか責任をもつて大学に連絡をしてくれる方をよく頼んで「同意者」になつてもらつて下さい。親しい友人や隣人、民生委員、福祉事務所のケースワーカーでよろしいですよ。

献体申込については下記に申込用紙等を準備しておりますので御相談下さい。尚くわしく知りたい方については下記へ相談下さい。

- T889-06 東白杵郡門川町本町一丁目 門川町役場住民課厚生係 電話(〇六六)三一一一四〇
- T889-16 宮崎郡清武町木原五二〇〇 宮崎医科大学白菊会 電話(〇六六)五一一七八三

指名手配犯人が あなたのそばにいませんか？

十一月は、指名手配犯人を掃討するため、全国の警察が一丸となつて捜査を強化することになっております。

全国の警察から指名手配された犯人は、昭和五十六年八月一日現在で五八三三名にのぼり、彼らはいかにも善良な市民のように仮面をかぶつてあなたのそばにひそんでいて、さらに犯行を重ねていることも考えられます。

指名手配犯人を捜すには、あなたの目と耳が頼りです。指名手配犯人は、長い間の逃亡生活で人相が変わり、変装したりしていることが予想されます。ちよつとしたあなたの「カン」が凶悪犯人や窃盗犯人逮捕のきっかけになります。

☆ 指名手配犯人のポスターやちらしの写真に見覚えはありませんか。

手配写真そっくりの者を見たときはもとより、少しでも似ている人を見たときは、勇気を出して一〇番か、もよりの警察へお知らせください。

☆ 犯人について知っている人 心当たりの人はいませんか。

教えてくれた方の名前がもれることは絶対にありませんし、もし間違つていた場合でも誰にも迷惑をかけるようにいたしません。



狩猟事故を防ごう

11月15日は狩猟解禁日

いよいよハンター待望のシーズンがやってきました。この期間中には、例年銃の取扱いや狩猟上の不注意から思わぬ事故が発生しております。銃の取扱いは、ひとつ誤れば、大きな事故になりますので、次の事項を守って楽しい猟期にしたいものです。

※宮崎医科大学白菊会とは... 死後自分の遺体を正常解剖のため宮崎医科大学に寄贈すること

を生前に約束している人達の集りです。

☆お知らせ☆ 住宅相談について

ご存知でしょうか。財団法人宮崎県建築住宅センターでは、県民のみなさまの住まい造りのための住宅相談、住宅展示、住宅設備機器、材料の展示などを行っています。このたび住宅に関する相談を次記の通り開催することになりました。相談には、県及び建築住宅センターの担当職員がそれぞれあたりますので、ご遠慮なくお出かけくださるようお願いいたします。

一、日時 昭和五十六年十一月十日 午前十時より午後四時まで

二、場所 日向土木事務所 三、相談内容

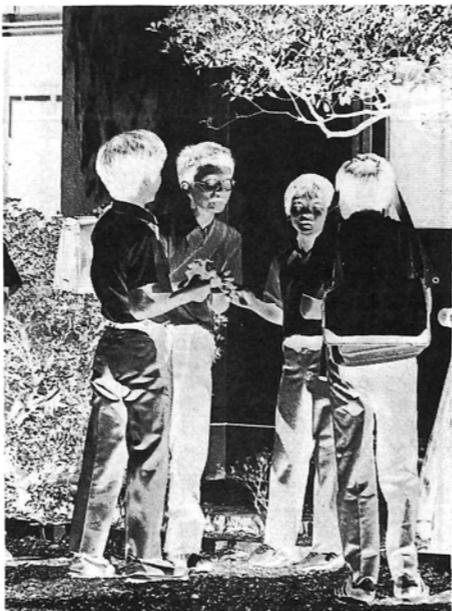
- (1) 資金融資に関する相談
- (2) 設計施工に関する相談
- (3) 建築住宅の法律に関する相談
- (4) 宅地建物取引に関する相談
- (5) 税金に関する相談
- (6) 住宅の維持管理補修に関する相談
- (7) その他住まいに関するあらゆる相談

卓球教室のご案内 (後期)

実施期間...12月1日より(30時間) 場所...中央公民館 時間...午前9時30分~11時30分 前期の卓球教室も無事終了し、好評でございましたので、後期の受講生を募集しておりますので、素人の方はどしどし申し込んで下さい。 申込先...教育委員会社会教育課 電話 〇-1140(内線49) 申込〆切...11月20日

文化祭卓球大会日程変更

文化祭行事の卓球大会を12月6日実施の予定でしたが、会場の関係で11月29日に変更いたしましたのでお知らせ致します。



(青少年をも むしばむ覚せい剤)

一、獲物より 安全第一が目標

昨年、県内では狩猟期間中五件の事故があり、一名死亡、四名がケガをしています。

二、銃とタマの保管は 確実に

銃とタマの保管は、別個の保管庫に保管し、確実に施錠するとともに保管庫の鍵は、人目のつかない所に保管すること。

三、覚せい剤乱用者による 事件・事故の防止に 協力

猟銃所持者が覚せい剤を乱用して、しつと妄想にかられ散弾銃を乱射するなどの事故を始め、覚せい剤起因した「凶悪な犯罪」が全国各地で続発しています。

県民総ぐるみによる覚せい剤追放意識を盛り上げ「覚せい剤」に起因する猟銃や空気銃による事件、事故の防止と覚せい剤追放にご協力をお願いします。 覚せい剤に関する相談は県本部(電話〇九八五-二二五〇五〇)や最寄りの警察署に、秘密は厳守します。

悪質サラ金業者 に注意!!

- 悪質なサラ金業者による被害は悲惨であり、
- 借金と父子を残し、母親蒸発
- サラ金返済できぬと無理心中
- サラ金返済に困つて大学生が銀行強盗

など、サラ金をめぐる事件、事故が多く発生しております。警察では、こうした事態を防止するため、悪質なサラ金業者の徹底した取締りを行なっています。サラ金業者から金を借りて、利息が高いのではないかと、どうもふにおちないなど、お困りの方警察署防犯係へご相談ください。

同和問題を

9

正しく理解するために

差別と区別

では、もう一步すすめて差別について考えてみましょう。
わたくしたちが、ある家族や地域やある国に生まれてくることについては、全くの偶然であつて、選択の余地がありません。例えばスイスに生まれればよかつたとかケネディの子どもであればよかつたかと思つても、どうにも仕方のないことです。

つまり、人種とか民族とか性別とか門地などは、もともと単なる生まれつきの区別に過ぎません。当人の努力によつて、変えていくことのできる性質のものではないのです。また、どんな仕事をもちどんな仕事をしているかも、それだけでは「区別」であつて、決して「差別」になりません。

理に合わない、人間のかけがえのない尊厳や誇りを傷つけしあわせへの願いをふみにじるものとなつた時、それは「差別」となるのです。

この単なる「区別」が、上下の身分のちがいのようになつたり、幸せの違いとなつてあらわれ、不平等で不合理なものとしての役割をはたした時、それは「差別」となります。特に生れつきの「区別」が「差別」としてあらわれますと当人の努力ではどうにもならない性質のもので、きわめて苛酷だといわなければなりません。

部落の人びと

いま、いわゆる「部落」は全国で六千部落、三百万人といわれています。その分布は西日本一帯が主で、信越、北関東など東日本にも拡がっています。九州では福岡が兵庫、大阪について多いのです



が、宮崎県でも全県下に散在しています。

もちろん法律上、そして制度上に、部落とか、部落の人びとというものは存在しません。明治の初め、日本が近代国家になつた時から、法律や制度の上では、いちおう部落という身分上の差別扱いを受けることはなくなっています。

しかし、実際は非常に誤つた社会通念一偏見一によつて、長い間いわゆる部落とみなされてきたところが部落であり、いわゆる部落に生まれ、育ち、いま部落に住んでいる人、そのほかに近い過去に部落と血縁的なつながりを持つ人が、部落の人とみなされているのが現状です。

シリーズ

門川町青少年健全育成町民会議だより

(14)

自立心・独立心のある子供に育てるには

どうしたらよいでしょうか

かわいがり過ぎて

子供は、生まれた時から、自分で何でもやりたいという欲求を持っています。それなのになぜ依頼心の強いひとりだちのできない子供になってしまうのでしょうか。
それは、かけがえのないわが子と、ただひたすらにかわいがり過ぎ、かまひ過ぎ、あまやかし子育ての結果なのです。

じつとがまん親であれ

自立心のある子にするためには健康な体を作つてやるのが先決です。虚弱体質や病氣をもつた子供には、自立心のなさが自立ちま

す。親が神経質になり心遣いがあり細かすぎると、かえつて子供は弱気になり自信をなくするものです。

「獅子はわが子を千尋の谷へ落とす、自力で這い上がらせる」と、昔から言われています。

自立心を養成するには、この獅子の子育てに学ぶべきです。

どんな小さなことでも自分の力でやらせ、子供がつかずいたりころんだりしながら、自分のペースで進んでいくのを、親はじつと見守つてやる忍耐が必要です。

子供は、失敗と成功の繰り返しの中で、自らの手によつて成した喜びを知り、自信をもち、判断力をつけていくのです。

自分自分の要求が主張できたり友だちの要求に反発したりしながら少しずつ強くなつていきます。親がいらいらして、「あんたは本当に駄目な子ね。」ときめつけたりすると、子供はますます劣等感を強くします。

この劣等感の克服こそ、自立心のある子にする鍵なのです。



(元気にあそぶ園児)

国民年金保険料は

納め忘れのないように！

十月分までの保険料は、もう納められましたか。納め忘れがないか、もう一度お確かめください。
保険料を納め忘れますと、万一事故があつたときの障害年金や母子年金、将来の老齢年金さえ受ける事ができなくなります。
事故がおきたときに、あわてて保険料を納めても間に合いません。保険料は忘れずに納めましょう。



障害年金の

裁定請求はこのように

国民年金の障害年金は、国民年金に加入している間に病氣やけがをした人が、国が定める障害状態になつたとき、裁定の請求をしたうえで受けとれます。
この請求ができるのは、始めて医師の診断を受けた日の前日において、その月に一番近い基準月(一月、四月、七月、十月)の前月までの保険料を一年間(他の制度との通算期間を含む)完納していた人です。
この人が医師の診断書に年金手帳を添えて年金係に請求すると、その管轄都道府県が裁定をして年金証書が交付され、年金の支給を受ける段取りになります。
くわしくは門川町国民年金係にご相談ください。

親の子ばなれ

ひとりつ子を、自立心のあるたくましい子供に育てている、あるお母さんの話。「私は、この子がたつた一人しかいません。だから一番自分にいましめていることはべたべたと子供にくつつかないことです。」

※今回は、学習意欲をおこさせるには掲載します。

官公署に提出される各種の書類は行政書士へ

町民の皆さん、行政書士はどのような業務を取扱っているのかご承知でしょうか。
行政書士は県庁、市町村役場、警察署、保健所等へ皆さんが出される書類を皆さんに代つて作成し又は提出の代行相談などを行なつております。
世の中には行政書士の資格を持たない者(もぐり業者)が書類などを作成し、法外な作成料を取つている例がたくさんあります。
特に交通事故等で示談、保険金の請求に多額の金額を要求された事例が数多くあります。
このような被害を受けないためにも、県知事認可の報酬で皆さんが安心して依頼のできる有資格の行政書士が町内に事務所を設けておりますので書類の作成提出相談等の場合にはこれ等の行政書士をご利用下さい。
又資格を持たない者が行政書士の業務を行ないますと処罰されます。

『町民体育大会』…草川分団の優勝で幕を閉じる

六年ぶりに開催した第十回町民体育大会も好天に恵まれ、町民の御協力と御理解をいただき無事終了いたしました。

すべて計画どおりスムーズに進行され、招待選手の完成されたフォームにも接することができ大成功だったのではないかと信じています。

スポーツは自分自身のものでありそして多くの友をつくり、輪をひろげ楽しむものです。今後とも一度汗を流す時間をつくることこそ大切だと思います。

競技役員の皆様どうもありがとうございました。

総合優勝草川分団 三六八点
 第二位 西門川分団 三二五点
 第三位 門川分団 三一三点
 リレーの部
 総合優勝 尾末分団



(日頃の腕前を)



(招待選手 宗兄弟と一緒に)



(ビールでないのが残念)



(婦人会長から消防部長へリレー)



(独走 この種目得意よ)



(カンガルーさんだよ)



(大空に飛ぶ招待選手 井上)

クレジット契約には

充分御注意を!!

最近、家庭用電気製品・呉服・自動車等のクレジット契約に関するトラブルについて、県の消費生活センターに多くの相談等が寄せられています。

その主な原因は、ごく一部の販売業者が知人、友人、顧客等に対して人情や義理に訴えて、これらの人が契約金額や内容を充分掌握しないまま印鑑や名義を販売業者に貸し、実態の伴わない架空のクレジット契約がなされているもの等です。

クレジット契約に関するトラブルと勧誘の手口

- (一)販売業者が親戚に商品を買ったが、その親戚が県外に転居したためクレジットが使えないので名義を貸してくれと頼まれた。
- (二)現金で商品を買ったところ、販売業者からめいわくをかけるのでクレジットの分割払いにしたことになってくれと頼まれた。
- (三)商品をクレジットで購入する契約をしたところ、契約後一ヶ月以内に商品が届くことになっていないにも拘らず、現在まで納品されていない。
- (四)商品をクレジットで購入する契約をしたあとその商品を一括現金払いしたところが、信販会社には払い込みがされていない。
- (五)上記の勧誘などのあと、販売業者は信販会社から代金を受取り所在不明となった。



高血圧

保温に十分注意を

寒さは高血圧の「敵」。

十一月—これから日増しに寒くなります。高血圧の方は、保温に十分注意しましょう。

冷えや寒さは血管(動脈)を収縮させ、血液の流れを悪くします。

心臓は、血液を全身に送り届けるポンプの役目をしていますが、血液の流れが悪くなると、心臓はその分よけいに圧力を上げなければなりません。このような状態を高血圧といいます。

高血圧は心臓に負担をかけることはもちろん、動脈硬化を促進し、脳卒中などの原因になります。

寒さは高血圧の「敵」と心得て、保温には十分気をつけましょう。

外出時は、一枚余分に重ね着をするとか、帽子や襟巻きを身につけるなどキメ細かな心遣いが必要です。

室内は、どこも一定の温度にしておくのが理想的で、とくに台所やトイレ、ふろの脱衣場などの保温に気を配りましょう。

もう一步、積極的な保温対策として、適度な運動と乾布摩擦をおすすめします。

運動は、自分の体力を考えて無理をしないようにし、たとえばラジオ体操や散歩など、毎日一定時間続けることが大切です。

運動は一時的に血圧を上げますが、体に無理のない限り血管の緊張をほぐし、血圧を下げる作用をします。しかし、突然思い出したように激しい運動をするのは有害であって一利なし—たいへん危険です。

一方、乾布摩擦はタオルなどを使って、心臓に近い手足から徐々に心臓部に向けて皮膚の表面をこすります。

五分間なら五分間、毎日欠かさず長期間続けると、寒さに対する抵抗力が付き、少々の寒さにも血圧はビクともしなくなりやすくなります。

寒さに負けない体力づくりを



うまい話にやとげがある……

さしあげよう

候補者

運動員

有権者

ほのぼの家族

イ田公彦



少林寺拳法

開設される

心身のスポーツ「少林寺拳法」を左記のとおり開設しましたので、多数の申込みをお願いします。



- 記
- 一、場所 門川町武道館
 - 二、練習 毎週火、木曜日 青少年 午後七時より八時まで 一般 午後八時より十時まで
 - 三、問い合わせ先 門川町役場企画室 本田和巳 電話三一二四〇

寄付お礼

十月十六日に行なわれました、門川町社会福祉大会にアトラクションに協力いただきました民謡会舞踊会の方々に厚くお礼申し上げます。

その節に薄謝を上げました所、社会福祉事業にと、ご寄贈戴きました。

かさねがさねのご協力に深く感謝申し上げます、お礼の言葉にかえさせていただきます。

社会福祉法人 門川町社会福祉協議会

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
岩切サヨ子	40	小松
西田順三郎	80	東栄町
黒木 一弥	78	上納屋一区
鎌倉 ユキ	79	加草一区
黒木 泉	54	庵川西
木本ミサラ	64	平城東 (松寿園)
島田 ふさ	83	平城東 (松寿園)
広島久米松	84	平城東 (松寿園)

香典返しお礼

- 東栄町 故西田順三郎殿
- 下納屋 故金沢 宗松殿
- 加草四区 故金丸 行雄殿

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

- 尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させていただきます。
- 一 金貳万円也 西田順二郎殿
 - 一 金貳万円也 金沢トメ子殿
 - 一 金貳万円也 松田 信之殿
- 締切日(十月十七日迄分)
- 社会福祉法人 門川町社会福祉協議会



勤労感謝の日 11月23日